

クルーズ観光マップ製作委託業務（地方創生推進交付金）要求水準書

1. 業務名

クルーズ観光マップ製作委託業務（地方創生推進交付金）

2. 事業目的

本事業は、釧路市に寄港するクルーズ客船に乗船している外国人観光客を対象に、観光スポットや地域の文化・体験などを伝えるマップを製作するものであり、情報発信の強化とともに、外国人観光客の回遊性を高め、地域経済の底上げを展開することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から2019年7月25日（木）まで

4. 企画提案上限額

1,620,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5. 業務内容

- (1) クルーズ観光マップに係る企画、構成
- (2) クルーズ観光マップのデザイン、レイアウト等の製作、編集
- (3) クルーズ観光マップの文案作成及び翻訳（英語）
- (4) クルーズ観光マップの印刷
- (5) その他、クルーズ観光マップ製作にかかる必要な業務

6. 製作物の仕様

- (1) 取材、デザイン、内容等

①マップの構成は、次のとおりとする。

- ・広域マップ（釧路地区を中心に阿寒湖温泉から音別を含むエリア）
- ・中域マップ（釧路地区の大楽毛から春採までのエリア）
- ・まち歩きマップ（耐震岸壁及びMOOを拠点とし、徒歩やレンタサイクルで移動可能な範囲のエリア。中心街、春採湖周辺などエリアごとの掲載も可）

これらのイラスト化を図り、釧路市内全域の位置関係や距離感がイメージ可能となるような作りによること。

②釧路市の代表的なスポット・観光資源として最低限必要なものは次のとおりとする。

釧路空港、釧路駅、幣舞橋、MOO、観光国際交流センター、釧路湿原、和商市場、動物園、丹頂鶴自然公園、阿寒国際ツルセンター（グルス）、阿寒湖、道立釧路芸術館、まなぼっと（市立美術館）こども遊学館、米町公園、春採湖、博物館

- ③目印となる観光スポットや建物については、イラストや画像などを活用するなど、観光や街歩きに適した分かりやすい内容とすること。
- ④食や体験、文化などのストーリー性を盛り込み、エリア内の特色を分かりやすく伝えること。
- ⑤その他、街歩きに必要な情報（観光案内所、トイレ、両替所、W i e F i など）についても記載し、ピクトグラムを活用するなど、分かりやすい表現に努めること。
- ⑥マップ内における施設等の紹介は、QRコードを活用するなど、情報量が多くならないよう努めること。
- ⑦マップは日本語表記と英語表記を併記するものとし、英語表記にあたっては翻訳を行い、ネイティブチェックも行うこと。
- ⑧本業務に必要な資料の収集や撮影は、受託者が行うものとする。なお、受託者において著作権の承諾を得たものであれば使用可能とする。その際の使用料等の負担及び責任については、受託者が負うこととする。
- ⑨各施設及び関係者などへの取材の協力依頼及び調整については、受託者が行うものとする。
- ⑩マップの掲載内容、デザイン等については、契約締結後、釧路市と協議の上、決定すること。

(2) 規格

A 3（仕上がりA 6）、両面カラー、折り方・紙質は提案によるものとする。ただし、企画提案により上記仕様以上の提案も可とする。

7. 成果品の納品

2019年7月25日（木）までに以下の成果品を納品し、本市の検査を受けること。

- (1) クルーズ観光マップ（日本語・英語版 12,000部）
- (2) マップ原稿データ（データ形式：PDF、イラストレーター）
・イラストレーターデータは納品データ（アウトライン化したもの）と、再編集可能なデータの両方を提出すること。
- (3) 製作に使用した写真素材等のデータ（データ形式：JPEG）
なお、(1)(2)のデータはCD-R等のメディアに保存し、2部提出すること。

8. 成果品納入場所

釧路市産業振興部観光振興室

9. 留意事項

- (1) 受託者は随時、業務の進捗状況について本市に報告することとし、製作を進める際には都度、協議確認を取りながら業務を進めるものとする。
- (2) 本事業に係る成果品の著作権（頒布、貸与及び二次利用権を含む。）は、成果品が引き渡された時点で本市に帰属するものとする。

- (3) 本件業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。
- (4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 業務履行にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。